

1 臨報告第1号 専決処分事項について（条例関係）	1
(1) 紀南環境広域施設組合負担金条例	3
(2) 紀南環境広域施設組合の休日定める条例	4
(3) 紀南環境広域施設組合公告式条例	5
(4) 紀南環境広域施設組合議会定例会条例	6
(5) 紀南環境広域施設組合監査委員条例	7
(6) 紀南環境広域施設組合の事務局の設置に関する条例	8
(7) 紀南環境広域施設組合行政手続条例	9
(8) 紀南環境広域施設組合情報公開条例	18
(9) 紀南環境広域施設組合個人情報保護条例	23
(10) 紀南環境広域施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	36
(11) 紀南環境広域施設組合職員定数条例	37
(12) 紀南環境広域施設組合職員の分限に関する条例	38
(13) 紀南環境広域施設組合職員の定年等に関する条例	39
(14) 紀南環境広域施設組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例	41
(15) 紀南環境広域施設組合職員のサービスの宣誓に関する条例	42
(16) 紀南環境広域施設組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例	43
(17) 紀南環境広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例	44
(18) 紀南環境広域施設組合職員の育児休業等に関する条例	49
(19) 紀南環境広域施設組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例	53
(20) 紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例	55
(21) 紀南環境広域施設組合職員等の旅費に関する条例	72
(22) 紀南環境広域施設組合財政状況の作成及び公表に関する条例	77
(23) 紀南環境広域施設組合議会の議決に付さなければならない契約及び財産の取得 又は処分に関する条例	78
(24) 紀南環境広域施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例	79
(25) 紀南環境広域施設組合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例	80
(26) 紀南環境広域施設組合一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境調査結果の縦 覧等の手続に関する条例	82
1 臨報告第2号 専決処分事項について（暫定予算関係）	84
平成25年度紀南環境広域施設組合一般会計暫定予算	84
1 臨報告第3号 専決処分事項について（一部事務組合関係）	92
和歌山県市町村総合事務組合への紀南環境広域施設組合の加入について	92
1 臨報告第4号 専決処分事項について（機関等の共同設置関係）	101
西牟婁郡公平委員会への紀南環境広域施設組合の加入について	101
1 臨議案第1号 平成25年度紀南環境広域施設組合一般会計予算	104
1 臨議案第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて	113
1 臨議案第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて	114

1 臨報告第1号

専決処分事項について

紀南環境広域施設組合負担金条例ほか25件の条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め
る。

平成25年11月6日提出

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

記

- 1 紀南環境広域施設組合負担金条例
- 2 紀南環境広域施設組合の休日を定める条例
- 3 紀南環境広域施設組合公告式条例
- 4 紀南環境広域施設組合議会定例会条例
- 5 紀南環境広域施設組合監査委員条例
- 6 紀南環境広域施設組合の事務局の設置に関する条例
- 7 紀南環境広域施設組合行政手続条例
- 8 紀南環境広域施設組合情報公開条例
- 9 紀南環境広域施設組合個人情報保護条例
- 10 紀南環境広域施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- 11 紀南環境広域施設組合職員定数条例
- 12 紀南環境広域施設組合職員の分限に関する条例
- 13 紀南環境広域施設組合職員の定年等に関する条例
- 14 紀南環境広域施設組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
- 15 紀南環境広域施設組合職員のサービスの宣誓に関する条例
- 16 紀南環境広域施設組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例
- 17 紀南環境広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- 18 紀南環境広域施設組合職員の育児休業等に関する条例
- 19 紀南環境広域施設組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例
- 20 紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例
- 21 紀南環境広域施設組合職員等の旅費に関する条例
- 22 紀南環境広域施設組合財政状況の作成及び公表に関する条例
- 23 紀南環境広域施設組合議会の議決に付さなければならぬ契約及び財産の取得又は処分に関する条例
- 24 紀南環境広域施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
- 25 紀南環境広域施設組合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例
- 26 紀南環境広域施設組合一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境調査結果の縦覧等の手続に

する条例

紀南環境広域施設組合負担金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、紀南環境広域施設組合同規約（平成25年規約第1号。以下「規約」という。）第10条第2項の規定に基づき、組合が共同処理する事務につき、組合を組織する市町（以下「関係市町」という。）が負担すべき負担金の負担割合その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、規約で使用する用語の例による。

(負担金の負担割合)

第3条 負担金の負担割合は、別表左欄に掲げる区分に従い、同表右欄に定める割合による。

(負担金の額)

第4条 負担金の総額は、毎年度組合が予算で定める額とする。この場合において、管理者は、その予算の原案の作成に当たっては、あらかじめ関係市町の意見を聴かななければならない。

2 管理者は、前項の規定による負担金の総額を前条の規定による負担割合に基づいて関係市町ごとに算定し、関係書類を添えて関係市町の長に通知しなければならない。

(負担金の納入)

第5条 関係市町は、前条第2項の規定により算定された負担金を、毎年度指定された期限までに組合に納入しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。

別表（第3条関係）

共同処理する事務に要する経費	負担割合
1 衛生費に要する経費	ごみ量割 100分の100
2 議会費、総務費及び予備費に要する経費	均等割 100分の5
	ごみ量割 100分の95

平成25年8月1日専決

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合の休日を定める条例

(組合の休日)

第1条 次に掲げる日は、紀南環境広域施設組合（以下「組合」という。）の休日とし、組合の機関の執務は、原則として行わないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、組合の休日に組合の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。
(期限の特例)

第2条 組合の機関に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが組合の休日に当たるときは、組合の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。

平成25年8月1日専決

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合公告式条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第16条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、公告式に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、組合の事務所の掲示場に掲示して行う。

(規則等への準用)

第3条 前条の規定は、管理者の定める規則及び規程について準用する。

(組合の機関の定める規則等への準用)

第4条 第2条の規定は、組合の機関（管理者を除く。以下同じ。）の定める規則及び規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「管理者が署名しなければならない」とあるのは、「当該機関が署名し、又は当該機関名を記入しなければならない」と読み替えるものとする。

(施行期日の特例)

第5条 管理者又は組合の機関の定める規則又は規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。

平成25年8月1日専決

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合議会定例会条例

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 102 条第 2 項の規定に基づき、紀南環境広域施設組合議会の定例会の回数は、毎年 2 回とする。

附 則

この条例は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

平成 25 年 8 月 1 日専決

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合監査委員条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）及びこれに基づく政令に定めるもののほか、本組合の監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(定期監査の期日)

第2条 法第292条において準用する法第199条第4項の規定による定期監査は、毎年5月から翌年2月までの間に行うものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(例月出納検査の期日)

第3条 法第292条において準用する法第235条の2第1項の規定による現金出納の検査は、毎月20日から25日までの間に行うものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(公表及び告示)

第4条 監査委員が行う公表及び告示は、紀南環境広域施設組合公告式条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、監査委員の職務の執行その他必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。

平成25年8月1日専決

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合の事務局の設置に関する条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第158条第1項の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を分掌させるため、事務局を置く。

(分掌事務)

第2条 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 紀南環境広域施設組合同規約（平成25年規約第1号）第3条に規定する事務に関すること。
- (2) 組合議会に関すること。
- (3) 文書に関すること。
- (4) 職員に関すること。
- (5) 財務に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、組合の事務に関すること。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、事務局の組織に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。

平成25年8月1日専決

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境施設組合行政手続条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 申請に対する処分（第5条—第11条）
- 第3章 不利益処分
 - 第1節 通則（第12条—第14条）
 - 第2節 聴聞（第15条—第26条）
 - 第3節 弁明の機会の付与（第27条—第29条）
- 第4章 行政指導（第30条—第35条）
- 第5章 届出（第36条）
- 第6章 補則（第37条）

附則

第1章 総則

（目的等）

第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、組合の行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が住民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって住民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 組合の条例及び管理者の規則をいう。
- (2) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例等をいう。
- (3) 処分 条例等（第7号及び第32条においては、法令）に基づく行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。
- (4) 申請 条例等（第31条においては、法令）に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。
- (5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
 - ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等上必要とされている手続としての処分
 - イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名宛人としてされる処分
 - ウ 名宛人となるべき者の同意の下にすることとされている処分
 - エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの
- (6) 組合の機関 管理者、監査委員又はこれらに置かれる機関をいう。

(7) 行政指導 組合の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいう。

(8) 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であつて、条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の条例等上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。

（適用除外）

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。

(1) 議会の議決によってされる処分

(2) 議会の議決を経て、又はその同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分

(3) 組合の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員に該当する者をいう。以下同じ。）又は組合の職員であつた者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導

(4) 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分

(5) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名宛人とするものに限る。）及び行政指導

(6) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例上直接与えられた職員によってされる処分及び行政指導

(7) 報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導

(8) 第3章に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手續その他の意見陳述のための手續において法令に基づいてされる処分及び行政指導

（国の機関等に対する処分等の適用除外）

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名宛人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

第2章 申請に対する処分

（審査基準）

第5条 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従つて判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

（標準処理期間）

第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（条例等により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合

は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

(申請に対する審査及び応答)

第7条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならないが、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

(理由の提示)

第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

(情報の提供)

第9条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。

2 行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

(公聴会の開催等)

第10条 行政庁は、申請に対する処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該条例等において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

(複数の行政庁が関与する処分)

第11条 行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。

2 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、当該複数の行政庁は、必要に応じ、相互に連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。

第3章 不利益処分

第1節 通則

(処分の基準)

第12条 行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（次項において「処分基準」という。）を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接に剥奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

(2) 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

(2) 条例等上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

(3) 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が条例等において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

(4) 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の高納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

（不利益処分の理由の提示）

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名宛人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。

第2節 聴聞

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 聴聞の期日及び場所
- (4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

- (1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。
- (2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日の翌日から起算して2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。
- 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。
- 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

(参加人)

第17条 第19条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であって当該不利益処分の根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者（同条第2項第6号において「関係人」という。）に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

- 2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）は、代理人を選任することができる。
- 3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

(文書等の閲覧)

第18条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。）は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該

不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。

3 行政庁は、前2項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

(聴聞の主宰)

第19条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他規則で定める者が主宰する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

- (1) 当該聴聞の当事者又は参加人
- (2) 前号に規定する者の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族
- (3) 第1号に規定する者の代理人又は次条第3項に規定する補佐人
- (4) 前3号に規定する者であったことのある者
- (5) 第1号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- (6) 参加人以外の関係人

(聴聞の期日における審理の方式)

第20条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる。

3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。

5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。

6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(陳述書等の提出)

第21条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

(続行期日の指定)

第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日の翌日から起算して2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日の翌日から起算して2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)

第23条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。

(聴聞調書及び報告書)

第24条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。

3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第1項の調書とともに行政庁に提出しなければならない。

4 当事者又は参加人は、第1項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

(聴聞の再開)

第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(聴聞を経てされる不利益処分の決定)

第26条 行政庁は、不利益処分の決定をするときは、第24条第1項の調書の内容及び同条第3項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

第3節 弁明の機会の付与

(弁明の機会の付与の方式)

第27条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めたとときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

第4章 行政指導

（行政指導の一般原則）

第30条 行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、当該組合の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容が相手方の任意の協力によって実現されるものであることに留意しなければならない。

- 2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

（申請に関連する行政指導）

第31条 申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

- 2 前項の規定は、申請者が行政指導に従わないことにより公の利益に著しい障害を生ずるおそれがある場合に、当該行政指導に携わる者が当該行政指導を継続することを妨げない。

（許認可等の権限に関連する行政指導）

第32条 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する組合の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

（行政指導の方式）

第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

- 2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

- 3 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

- (1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの
- (2) 既に文書（前項の書面を含む。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

（複数の者を対象とする行政指導）

第34条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、組合の機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。
(この章の解釈)

第35条 この章の規定は、組合の機関が公の利益のために必要な行政指導を行うことを妨げるものと解釈してはならない。

第5章 届出

(届出)

第36条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が条例等により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

第6章 補則

(委任)

第37条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者その他の執行機関が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。

平成25年8月1日専決

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合情報公開条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する住民の権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、組合行政に関し住民に説明する責務を全うするようにし、住民の理解と批判の下に公正で透明な行政を推進し、住民による組合行政への参加を進めるのに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、管理者、監査委員及び議会をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、不特定多数の者に販売し、又は配布することを目的として発行されるものを除く。

(解釈及び運用)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を請求する住民の権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(適正な請求及び使用)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとする者は、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

(開示請求権者)

第5条 次に掲げる者は、実施機関に対して公文書の開示を請求することができる。ただし、第5号に掲げる者にあつては、その者の利害関係に係る公文書の開示に限る。

- (1) 組合を組織する市町内に住所を有する者
- (2) 組合を組織する市町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 組合を組織する市町内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 組合を組織する市町内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

(開示請求の手續)

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項
 - ア 前条第2号に掲げる者 その者の有する事務所又は事業所の名称及び所在地
 - イ 前条第3号に掲げる者 その者の勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地
 - ウ 前条第4号に掲げる者 その者の在学する学校の名称及び所在地
 - エ 前条第5号に掲げる者 実施機関が行う事務事業によって利害関係を有する具体的な理由

(3) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書の特定するに足りる事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の定めるところ又は実施機関が法律上従う義務を有する主務大臣その他国等の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (4) 公にすることにより、人の生命、身体又は財産等の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
- (5) 組合、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 組合、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、組合、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(公文書の一部開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報(第7条第1号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第12条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にならなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について開示決定等を行う期限

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第13条 開示請求に係る公文書に組合及び開示請求者以外の者に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等に先立ち、当該情報に係る組合及び開示請求者以外の者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、組合、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条及び第17条において「第三者」という。）に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の方法）

第14条 公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれ

があると認めるとき、当該公文書の一部を開示するときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(開示手数料等)

第15条 公文書の開示に係る手数料は、無料とする。

2 公文書の開示請求をして、公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(他の制度との調整)

第16条 実施機関は、法令等の規定により、公文書の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の手續が定められている場合における当該公文書の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付については、当該法令等の定めるところによる。

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手續)

第17条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(公文書の任意的な開示)

第18条 実施機関は、第5条の規定により公文書を開示を請求することができる者以外の者から公文書（その写しを含む。）の開示の申出があった場合においては、これに応ずるよう努めるものとする。

2 第15条の規定は、前項の規定による公文書の開示について準用する。

(実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実)

第19条 実施機関は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、実施機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で住民に明らかにされるよう、実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

(公文書の管理等)

第20条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するとともに、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(実施状況の公表)

第21条 管理者は、毎年1回、各実施機関の公文書の開示等についての実施状況をとりまとめ、公表するものとする。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。

平成25年8月1日専決

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合個人情報保護条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 実施機関における個人情報の取扱い（第3条—第10条）
- 第3章 個人情報ファイル（第11条・第12条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第13条—第25条）
 - 第2節 訂正（第26条—第32条）
 - 第3節 利用停止（第33条—第38条）
 - 第4節 不服申立て（第39条）
- 第5章 雑則（第40条—第46条）
- 第6章 罰則（第47条—第50条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、組合の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、行政の適切かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、管理者監査委員、及び議会をいう。

2 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

3 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（紀南環境広域施設組合情報公開条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第8号）第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

4 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

5 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第3条 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、所掌する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報保有してはならない。
- 3 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（取得の制限）

第4条 実施機関は、個人情報を取得するときは、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、本人から取得しなければならない。
 - (1) 法令又は条例の規定に基づくとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
 - (5) 他の実施機関から提供を受けるとき。
 - (6) 国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）から取得する場合で、事務の遂行上やむを得ないと実施機関が認めるとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、本人から個人情報を取得したのでは事務の目的の達成に支障が生じ、又は事務の円滑な実施を困難にするおそれがあると実施機関が認めるとき、その他本人以外の者から取得することに相当の理由があると実施機関が認めるとき。
- 3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を取得してはならない。ただし、法令若しくは条例の規定に基づくとき、又は事務の目的を達成するために必要不可欠であると実施機関が認めるときは、この限りでない。
- 4 実施機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（第23条及び第49条において「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。
 - (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
 - (3) 利用目的を本人に明示することにより、組合、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。
 - (5) 前各号に定める場合のほか、利用目的を明示しないことにつき相当の理由があると実施機関が認めるとき

（正確性の確保）

第5条 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全確保の措置)

第6条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第7条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者又は前条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、法令又は条例に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 実施機関が所掌する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(3) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、所掌する事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する法令又は他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

(オンライン結合による提供の制限)

第9条 実施機関は、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合（実施機関が保有する個人情報を実施機関以外の者が入手することができる状態にするものに限る。次項において「オンライン結合」という。）により、保有個人情報を実施機関以外の者に提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、法令若しくは条例の規定に基づくとき、又は公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人の権利利益が侵害されないような必要な措置が講じられていると認められるときに限り、オンライン結合により保有個人情報を提供することができる。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第 10 条 実施機関は、第 8 条第 2 項第 3 号又は第 4 号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

第 3 章 個人情報ファイル

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第 11 条 実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該実施機関は、あらかじめ、管理者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報ファイルの名称
 - (2) 当該実施機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - (3) 個人情報ファイルの利用目的
 - (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この章において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第 7 号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この章において「記録範囲」という。）
 - (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この章において「記録情報」という。）の収集方法
 - (6) 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (7) 次条第 3 項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第 5 号若しくは前号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨
 - (8) 第 26 条第 1 項ただし書又は第 33 条第 1 項ただし書に該当するときは、その旨
 - (9) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 実施機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - (2) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - (3) 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - (4) 1 年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - (5) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - (6) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - (7) 本人の数が規則で定める数に満たない個人情報ファイル
 - (8) 前各号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして規則で定める個人情報ファイル

(9) 第2条第4項第2号に係る個人情報ファイル

3 実施機関は、第1項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該実施機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第7号に該当するに至ったときは、遅滞なく、管理者に対しその旨を通知しなければならない。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第12条 実施機関は、規則で定めるところにより、当該実施機関が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第6号まで及び第8号に掲げる事項その他規則で定める事項を記載した帳簿（第3項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 前条第2項第1号から第8号までに掲げる個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして規則で定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第6号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第13条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人その他規則で定める者(以下「法定代理人等」という。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手續)

第14条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人等であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合

において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第 15 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令等の定めるところにより、又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、開示することができないと認められる情報

(2) 開示請求者(第 13 条第 2 項の規定により法定代理人等が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第 3 号、次条第 2 項並びに第 22 条第 1 項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

- (6) 組合、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 組合、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、組合、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (8) 個人の指導、診断、判定、評価等に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適正な遂行を著しく困難にすると認められるもの
- (9) 未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合において、開示することにより、当該未成年者の権利利益を侵害するおそれがある情報
(部分開示)

第 16 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第 2 号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。
(裁量的開示)

第 17 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。
(保有個人情報の存否に関する情報)

第 18 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。
(開示請求に対する措置)

第 19 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し

規則で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第4条第4項第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第20条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第14条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第21条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第22条 開示請求に係る保有個人情報に組合、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条及び第39において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、規則で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第15条第3号イ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第17条の規定により開示しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合

において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第 23 条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(法令又は他の条例による開示の実施との調整)

第 24 条 実施機関は、法令又は他の条例の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同条本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令又は他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示手数料等)

第 25 条 保有個人情報の開示に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報の開示請求をして、保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第 2 節 訂正

(訂正請求権)

第 26 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第 33 条第 1 項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第 24 条第 1 項の法令又は他の条例の規定により開示を受けたもの

2 第 13 条第 2 項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して 90 日以内にしなければならない。

(訂正請求の手續)

第 27 条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足る事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第 28 条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。ただし、当該訂正請求に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は他の条例の定めるところにより訂正をすることができないとされているとき。

(2) 実施機関に訂正の権限がないとき。

(3) その他訂正をしないことについて正当な理由があるとき。

（訂正請求に対する措置）

第 29 条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第 30 条 前条第 1 項又は第 2 項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から起算して 30 日以内にしなければならない。ただし、第 27 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第 31 条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

（保有個人情報の提供先への通知）

第 32 条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第 3 節 利用停止

（利用停止請求権）

第 33 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第3条第2項の規定に違反して保有されているとき、第4条第1項から第3項までの規定に違反して取得されたものであるとき、又は第8条第1項及び第2項並びに第9条の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
 - (2) 第8条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
- 2 第13条第2項の規定は、前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。
- 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にしなければならない。（利用停止請求の手続）

第34条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足る事項
 - (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、規則で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項において準用する第13条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人等であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。（保有個人情報の利用停止義務）

第35条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。（利用停止請求に対する措置）

第36条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。（利用停止決定等の期限）

第37条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第34条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第 38 条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

第 4 節 不服申立て

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

39 条 第 22 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第 5 章 雑則

(適用除外)

第 40 条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 6 項に規定する基幹統計調査及び同条第 7 項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第 11 項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。）に含まれる個人情報その他の同法第 52 条第 1 項に規定する個人情報
- (2) 統計法第 24 条第 1 項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第 41 条 実施機関は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該実施機関が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(苦情処理)

第 42 条 実施機関は、実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(施行の状況の公表)

第 43 条 管理者は、実施機関に対し、この条例の施行の状況について報告を求めることができる。

2 管理者は、毎年度、前項の報告をとりまとめ、その概要を公表するものとする。

(資料の提出及び説明の要求)

第 44 条 管理者は、前条第 1 項に定めるもののほか、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、実施機関に対し、実施機関における個人情報の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求めることができる。

(意見の陳述)

第 45 条 管理者は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、実施機関に対し、実施機関における個人情報の取扱いに関し意見を述べることができる。

(委任)

第 46 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

第 6 章 罰則

第 47 条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第 6 条第 2 項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 4 項第 1 号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 48 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 49 条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 50 条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5 万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

平成 25 年 8 月 1 日専決

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告時期)

第2条 任命権者は、毎年6月末までに、管理者に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(報告事項)

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の給与の状況
- (3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (4) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (5) 職員のサービスの状況
- (6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(公平委員会の報告の徴収)

第4条 公平委員会は、毎年6月末までに、管理者に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

(公平委員会の報告事項)

第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

(公表の時期)

第6条 管理者は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年3月末までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第7条 前条の規定による公表は、紀南環境広域施設組合公告式条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行う。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。

平成25年8月1日専決

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合職員定数条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第172条第3項の規定に基づき、組合に勤務する一般職に属する職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下「職員」という。）の定数について定めるものとする。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理者の事務部局の職員 8人
- (2) 議会の書記長、書記その他の職員 1人
- (3) 監査委員の書記その他の職員 1人

2 前項第2号及び第3号の職員は、同項第1号の職員が兼ねることができる。

(定数外の職員)

第3条 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数の外にあるものとする。

- (1) 休職を命ぜられた職員
- (2) 育児休業中の職員
- (3) 併任を命ぜられた職員
- (4) 結核性疾患による病気休暇の承認を受けて療養中の職員

(定数外の職員の復帰)

第4条 定数外の職員が復帰する場合において、その定数が充足しているときは、1年を超えない範囲で引き続き定数外とすることができる。

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。

平成25年8月1日専決

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合職員の分限に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手續及び効果並びに失職の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(降任、免職及び休職の手續)

第2条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任、免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事故が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

(休職者の身分及び給与)

第4条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 休職期間中の給与については、紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第20号）の定めるところによる。

(失職の特例)

第5条 任命権者は、法第16条第2号に該当するに至った職員のうち、その罪が本人の故意又は重大な過失によらないものであり、かつ、刑の執行を猶予されたものについては、情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとするができる。

2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員が、その刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その取消の日において、その職を失うものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。

平成25年8月1日専決

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合職員の定年等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年による退職)

第2条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢60年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。
- (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、管理者が別に定める。

(定年に関する施策の調査等)

第5条 管理者は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事務について適切な方策を講ずるものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。

平成 25 年 8 月 1 日専決

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手續)

第2条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額額の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。

(停職の効果)

第4条 停職の期間は、1日以上6月以下とする。

2 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。

3 停職者は、停職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。

平成25年8月1日専決

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合職員のサービスの宣誓に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員のサービスの宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書に署名し、これを任命権者に提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率敵に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名

㊟

平成25年8月1日専決

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、任命権者が定める場合

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。

平成25年8月1日専決

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(1週間の勤務時間)

第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

3 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前2項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、管理者の承認を得て、別に定めることができる。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとする。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務職員等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、管理者と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で

定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（同項の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間をいう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（休憩時間）

第6条 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては、少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。

2 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超え8時間以下の場合において、前項の規定によると職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすときは、規則の定めるところにより、同項の休憩時間を45分以上1時間未満とすることができる。

3 第1項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合において、規則で定めるところにより、一斉に与えないことができる。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第7条 任命権者は、管理者（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあっては、労働基準監督署長）の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務（以下「時間外勤務」という。）をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、時間外勤務をすることを命ずることができる。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第8条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、時間外勤務をさせてはならない。

4 第1項及び前項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この条において「要介護者」という。）のある職員（規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

5 前各項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。

（時間外勤務代休時間）

第9条 任命権者は、紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第20号）第14条第2項又は第5項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）（第11条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。
（休日）

第10条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。
（休日の代休日）

第11条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第9条第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。
（休暇の種類）

第12条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇とする。

(年次有給休暇)

第13条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)
 - (2) 次号に掲げる職員以外の職員であつて、当該年の中途において新たに職員となったもの その年の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数
 - (3) 当該年の前年において地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、本組合以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社若しくは地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社若しくは沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者(以下この号において「地方公営企業労働関係法適用職員等」という。)であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となったものその他規則で定める職員 地方公営企業労働関係法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数
- 2 年次有給休暇(この公の規定により繰り越されたものを除く。)は、規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越す事ができる。
- 3 任命権者は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

(病気休暇)

第14条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とし、その期間については、規則で定める。

(特別休暇)

第15条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合における休暇とする。この場合において、規則で定める特別休暇については、規則でその期間を定める。

(介護休暇)

第16条 介護休暇は、職員が配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、規則で定める期間とする。

3 介護休暇については、紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例第7条の規定にかかわらず、その勤務しない1日につき、同条例第16条の規定により計算して得られる1日当たりの給与額を減額する。

(病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認)

第17条 病気休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)及び介護休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

(臨時又は非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第18条 臨時又は非常勤職員の勤務時間、休暇等については、任命権者が別に定める。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成25年8月1日から施行する。

2 平成25年8月1日から平成26年3月31日までの間においては、第16条第3項の規定の適用については、同項中「第16条」とあるのは、「附則第8項(同条例附則第9項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

平成25年8月1日専決

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合職員の育児休業等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条（育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 紀南環境広域施設組合職員の定年等に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第13号。以下「定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員（育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第4条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第6条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。
- (2) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (3) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (4) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。
- (5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第5条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児休業の承認の取消事由)

第6条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。(育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新)

第7条 任命権者は、育児休業法第6条第3項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第8条 紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例(平成25年紀南環境広域施設組合条例第20号。以下「給与条例」という。)第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与条例第23条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第9条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (4) 育児短時間勤務の承認が、第14条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

- (5) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。
- (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。
- （育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）

第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、紀南環境広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第17号。以下「勤務時間条例」という。）第4条第1項の規定の適用を受ける職員につき、次に掲げる勤務の形態（育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日（勤務時間条例第5条に規定する勤務日をいう。）が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。

- (1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日（勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。
- (2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第13条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、書面により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第14条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

（育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情）

第15条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 過員を生ずること。
- (2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

（育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知）

第16条 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

（育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例）

第 17 条 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員の給与の特例)

第 18 条 前条の規定は、育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員について準用する。

(部分休業をすることができない職員)

第 19 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

(部分休業の承認)

第 20 条 部分休業(育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。

2 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 67 条の規定による育児時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1 日につき 2 時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第 21 条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第 28 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給与条例第 16 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第 22 条 第 14 条の規定は、部分休業について準用する。

(委任)

第 23 条 この条例に定めるもののほか、職員の育児休業等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 8 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間においては、第 21 条の規定の適用については、同条中「第 16 条」とあるのは、「附則第 8 項(給与条例附則第 9 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

平成 25 年 8 月 1 日専決

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第203条及び第203条の2の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 管理者
- (2) 副管理者
- (3) 議会の議員
- (4) 監査委員

(特別職の職員の報酬の支給)

第2条 前条各号に掲げる特別職の職員（以下「特別職の職員」という。）の報酬の額は、別表第1に定める額とする。

- 2 報酬は、その職に就いた日の属する月から、その職を離れた日の属する月まで、月割り計算により支給する。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 前項の規定にかかわらず、月の途中でその職を離れた者がその月において再びその職に就いた場合にあつては引き続き在職していたものとみなして報酬を支給するものとし、月を同じにして職に異動を生じた場合にあつてはその月の報酬については報酬の額が多い職の額を支給するものとして月割りにより計算するものとする。
- 4 議会の議員が監査委員の職を兼ねた場合には、報酬を併給する。
- 5 報酬は、毎年3月に当該年度分を支給する。

(特別職の職員の費用弁償)

第3条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その費用弁償として別表第1に定める旅費を支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、特別職の職員に支給する旅費については、紀南環境広域施設組合職員等の旅費に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第21号）の規定の例による。
- 3 第1項に規定するもののほか、特別職の職員が議会その他の組合の会議等に出席するとき、又は監査その他の組合の公務に従事するときは、その費用弁償として別表第2に掲げる特別職の職員の住居から会議等の開催場所又は公務に従事する場所までの距離の区分に応じ、それぞれ同表に定める額を支給する。ただし、公用車を利用した場合を除くものとする。
- 4 前項本文の特別職の職員の住居から会議等の開催場所又は公務に従事する場所までの距離は、自動車を使用した場合の一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。

別表第1（第2条・第3条）

区 分	報 酬	旅 費		
		日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)

管理者		年額 18,000 円	3,000 円	14,000 円	500 円
副管理者		年額 15,000 円	2,500 円	13,000 円	500 円
議会	議長	年額 15,000 円	3,000 円	14,000 円	500 円
	副議長	年額 12,000 円	2,500 円	13,000 円	500 円
	議員	年額 9,000 円	2,500 円	13,000 円	500 円
監査委員	識見を有する者から選任された委員	年額 45,000 円	2,500 円	13,000 円	500 円
	議会の議員から選任された委員	年額 45,000 円	2,500 円	13,000 円	500 円

別表第2（第3条関係）

距離（片道）	支給額
3キロメートル未満（2キロメートル未満を除く。）	100円
3キロメートル以上25キロメートル未満	133円に1キロメートルを増すごとに33円を加算した額
25キロメートル以上50キロメートル未満	855円に1キロメートルを増すごとに29円を加算した額
50キロメートル以上75キロメートル未満	1,575円に1キロメートルを増すごとに24円を加算した額
75キロメートル以上99キロメートル未満	2,170円に1キロメートルを増すごとに19円を加算した額
99キロメートル以上	2,626円

平成25年8月1日専決

紀南環境広域施設組合 管理者 真砂充敏

紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第6項の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の定義)

第2条 この条例において「職員」とは、法第3条第2項に規定する一般職に属する職員（法第57条に規定する単純な労務に雇用される者を除く。）をいう。

(給与の種類)

第3条 職員の給与は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給料)

第4条 給料は、紀南環境広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第17号。以下「勤務時間条例」という。）第7条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬として全ての職員に対して支給する。

(給料表)

第5条 給料表は、別表第1のとおりとする。

2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第24条に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、規則で定める。

(初任給及び昇給等の基準)

第6条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の職務の級及び号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。

2 職員が一つの職務の級から他の職務の級に移った場合又は一つの職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合等における号給は、規則で定める。

3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

5 55歳に達した日以後における最初の3月31日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。

6 前3項に定めるもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。

7 前各項に規定する職務の級及び号給の決定、昇格並びに昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給料の支給方法)

第7条 給料は、毎月1回、管理者が別に定める日に、その月の月額的全額を支給する。

- 2 新たに職員となった者に対しては、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者に対しては、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した職員が即日職員となったときは、その日の翌日から給料を支給する。
- 3 職員が離職したときは、その日までの給料を支給する。
- 4 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料月額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項の規定に基づく勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。
- 6 職員が休職を命ぜられ、停職処分を受け、若しくは法第55条の2第1項ただし書の許可（以下この項において「専従許可」という。）を受けた場合又は休職若しくは停職の期間若しくは専従許可の有効期間の終了等により職務に復帰した場合は、その給料月額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項の規定に基づく勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

（扶養手当）

第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
 - (1) 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
 - (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族（次条において「扶養親族である子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については11,000円）とする。
- 4 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（扶養手当の支給）

第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

- (3) 扶養親族である子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
 - (4) 扶養親族である子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日に属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日に属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族である子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日に属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族である子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが、扶養親族である配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（住居手当）

第10条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（父母又は配偶者の父母が居住している住宅の一部を借り受け、これに居住する職員その他規則で定める職員を除く。）
 - (2) 前号に掲げる職員のうち、第12条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

- ア 月額 23,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 12,000 円を控除した額
- イ 月額 23,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 23,000 円を控除した額の 2 分の 1 (その控除した額の 2 分の 1 が 16,000 円を超えるときは、16,000 円) を 11,000 円に加算した額
- (2) 前項第 2 号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する額 (その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- 3 前 2 項に定めるもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。
(通勤手当)

第 11 条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路 (以下「交通機関等」という。) を利用してその運賃又は料金 (以下「運賃等」という。) を負担することを常例とする職員 (交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの (以下「自動車等」という。) を使用することを常例とする職員 (自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員 (交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。)
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第 1 号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額 (以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額 (以下「1 箇月当たりの運賃等相当額」という。) が 55,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額 (その者が 2 以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- (2) 前項第 2 号に掲げる職員 自動車等の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ別表第 2 に定める額
- (3) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前 2 号に定める額 (1 箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第 1 号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「特別急行列車等」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が、20,000円を超えるときは、その者の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

7 前各項に定めるもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

（単身赴任手当）

第12条 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが勤務距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額額は、23,000円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じ規則で定める額を加算した額）とする。

3 国家公務員、職員以外の地方公務員又はこれらに準ずるものとして規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に定めるもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（特殊勤務手当）

第13条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とする勤務に従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（時間外勤務手当）

第14条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 勤務時間条例第9条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

（休日勤務手当）

第 15 条 勤務時間条例第 10 条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第 3 条の規定により毎日曜日を勤務を要しない日と定められている職員以外の職員にあつては、当該休日が勤務時間条例第 4 条の規定により勤務を要しない日に当たるときは、別に定める日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間条例第 10 条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第 3 条の規定により毎日曜日を勤務を要しない日と定められている職員以外の職員にあつては、当該休日が勤務時間条例第 4 条の規定により勤務を要しない日に当たるときは、別に定める日。以下「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 16 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

（勤務 1 時間当たり給与額の算出）

第 16 条 勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額とする。

（管理職手当）

第 17 条 管理又は監督の地位にある職員には、その勤務の特殊性に基づき、その勤務 1 月につき、給料月額の 100 分の 20 を超えない範囲において管理職手当を支給する。

2 管理職手当の支給を受ける者の範囲、支給額その他管理職手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（管理職員特別勤務手当）

第 18 条 前条第 1 項の規定により管理職手当の支給を受ける職員（以下「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第 3 条の規定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務 1 回につき、10,000 円を超えない範囲内において規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。

3 前 2 項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（時間外勤務手当等に関する規定の適用除外）

第 19 条 第 14 条及び第 15 条の規定は、管理職員には適用しない。

（期末手当）

第 20 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条から第 22 条まで及び附則第 2 項第 2 号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月で管理者が別に定める日（次条及び第 22 条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員（第 27 条第 6 項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 122.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 137.5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 箇月 100 分の 100
- (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80
- (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60
- (4) 3 箇月未満 100 分の 30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第 2 項第 2 号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。

4 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて 100 分の 15 を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第 2 項の期末手当基礎額とする。

（期末手当の支給の制限）

第 21 条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 2 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第 29 条の規定による懲戒免職の処分を受けた者
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第 28 条第 4 項の規定により失職した職員（法第 16 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。）
- (3) 基準日前 1 箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前 2 号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（期末手当の支給の一時差止め）

第 22 条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 4 項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 14 条又は第 45 条に規定する期間が

経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。

(勤勉手当)

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第2項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月で管理者が別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者がその者に所属する職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第9項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の67.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において、職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額とする。

4 第20条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第23条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条中「前条第1項」とあるのは「第23条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第23条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する管理者が別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(臨時又は非常勤の職員の給与)

第24条 臨時又は非常勤の職員の給与に関する事項は、任命権者が別に定める。

(休職者の給与)

第25条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が1年6箇月に達するまでは、その者に給与の全額を支給する。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の日から起算して90日までは、これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中、その者に給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 法第28条第2項の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前各項に規定する給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 6 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第22条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、第20条第1項の規定により管理者が別に定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。
- 7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第21条及び第22条の規定を準用する。この場合において、第21条中「前条第1項」とあるのは、「第27条第6項」と読み替えるものとする。

(給与の減額)

第26条 職員が所定の勤務日において勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(休業補償)

第27条 職員が傷病のため勤務しない場合において、前条の規定により給与を減額されたときは、規則で定める基準により、休業補償を支給することができる。

(死亡した職員の給与)

第28条 この条例により、給与を受けるべき職員が死亡した場合における給与は、その遺族に支給する。

- 2 前項の遺族の範囲及び順位は、規則で定める。

(給与からの控除)

第29条 法第25条第2項の規定により、次に掲げるものは、職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。

- (1) 職員共済会、職員互助会その他これらに類するものの会費及び購買代金
- (2) 職員団体の組合費その他の徴収金

- (3) 団体取扱契約に係る生命保険料、損害保険料その他これらに類するもの
- (4) 和歌山県市町村職員共済組合への貯金及び貸付金の返済
- (5) 勤労者財産形成貯蓄契約に基づく貯蓄
- (6) 労働金庫への預金及び貸付金の返済
(給与の口座振替)

第30条 給与は、職員からの申出により、口座振替の方法により支払うことができる。
(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年8月1日から施行する。

(55歳を超える職員に係る給与の減額措置)

2 当分の間、職員（行政職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が6級以上である者であってその号級がその職務の級における最低の号級でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号級の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第4項及び第5項において「最低号級に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号級の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第4項において「給料月額減額基礎額」という。））

(2) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額（第20条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該給料月額に、当該給料月額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号級に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該給料月額減額基礎額に、当該給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

(3) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額（第23条第4項において準用する第20条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該給料月額に、当該給料月額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第5項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に

支給される勤勉手当に係る第25条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号級に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同条第4項において準用する第20条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額減額基礎額に、当該給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第5項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第23条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）

(4) 第27条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第27条第1項又は第2項 前3号に定める額

イ 第27条第3項又は第4項 第1号に定める額に、当該各項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

3 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

4 附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第14条、第15条及び第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第16条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号級に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

5 附則第2項の規定が適用される間、第23条第2項後段に定める額は、同項後段の規定にかかわらず、同項後段の規定により算出した額から、附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される者の勤勉手当減額対象額に100分の1.0125を乗じて得た額（最低号級に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の67.5を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

6 この条例の施行の日前に55歳に達した職員に対する附則第2項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「この条例の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

（平成25年8月1日から平成26年3月31日までの給与の特例措置）

7 平成25年8月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、職員に対する給料月額の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（串本町から派遣されている職員にあつては、職務の級にかかわらず、100分の1.1。以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

職務の級	割合
2級以下	100分の3
3級から5級まで	100分の5
6級	100分の6
7級	100分の7

8 特例期間においては、この条例に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たつ

ては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。ただし、第1号及び第2号については、串本町から派遣されている職員を除く。

- (1) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の2.9を乗じて得た額
 - (2) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の2.9を乗じて得た額
 - (3) 第27条第1項から第4項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 第27条第1項又は第2項 前項及び前2号に定める額
 - イ 第27条第3項又は第4項 前項に定める額に、当該各項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 9 特例期間においては、第14条、第15条及び第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第16条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 10 特例期間においては、附則第2項の規定の適用を受ける職員に対する前3項の規定の適用については、附則第6項中「給料月額に」とあるのは「給料月額から附則第2項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、附則第7項第1号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から附則第2項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第2号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から附則第2項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号ア中「前項及び前2号」とあるのは「附則第9項の規定により読み替えられた前項及び前2号」と、同号イ中「前項」とあるのは「附則第9項の規定により読み替えられた前項」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から附則第4項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。
- 11 附則第6項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第1

行政職給料表

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800
3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400
4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000
5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300
6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800
7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300
8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800
9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400

10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100
11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800
12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500
13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100
14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400
15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700
16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100
17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000
18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000
19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900
20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800
21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700
22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500
23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400
24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400
25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500
33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700
34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500
37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700
39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600
40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500
41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100
42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900
43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600
44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400
45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200
46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000
47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800
48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600
49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200

50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000
51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800
52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600
53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200
54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000
55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800
56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600
57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200
58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000
59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800
60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600
61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200
62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200	
63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900	
64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600	
65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900	
66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500	
67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200	
68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900	
69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400	
70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100	
71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800	
72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500	
73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000	
74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700	
75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400	
76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100	
77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600	
78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100		
79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800		
80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500		
81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000		
82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700		
83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400		
84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100		
85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600		
86	239,700	294,800	343,200	383,900			
87	240,400	295,100	343,700	384,500			
88	241,100	295,500	344,200	385,100			
89	241,900	295,800	344,600	385,800			

90	242,400	296,200	345,100	386,400		
91	242,900	296,600	345,600	387,000		
92	243,400	297,000	346,100	387,600		
93	243,700	297,100	346,300	388,300		
94		297,500	346,800			
95		297,900	347,300			
96		298,300	347,800			
97		298,500	347,900			
98		298,900	348,400			
99		299,300	348,900			
100		299,700	349,400			
101		299,900	349,700			
102		300,300	350,100			
103		300,700	350,500			
104		301,100	350,900			
105		301,300	351,400			
106		301,600	351,800			
107		302,000	352,200			
108		302,400	352,600			
109		302,600	353,100			
110		303,000	353,500			
111		303,400	353,900			
112		303,700	354,200			
113		303,800	354,700			
114		304,200				
115		304,600				
116		305,000				
117		305,200				
118		305,500				
119		305,800				
120		306,100				
121		306,500				
122		306,800				
123		307,100				
124		307,400				
125		307,800				

別表第2（第11条関係）

1 自動車（規則で定めるものに限る。以下同じ。）を使用する場合

使用距離（片道）	支給額
3キロメートル未満	2,100円

3キロメートル以上 25キロメートル未満	2,800 円に1キロメートルを増すごとに 700 円を加算した額
25キロメートル以上 50キロメートル未満	18,100 円に1キロメートルを増すごとに 600 円を加算した額
50キロメートル以上 75キロメートル未満	33,000 円に1キロメートルを増すごとに 500 円を加算した額
75キロメートル以上 99キロメートル未満	45,400 円に1キロメートルを増すごとに 400 円を加算した額
99キロメートル以上	55,000 円

2 自動車以外の交通の用具を使用する場合

使用距離（片道）	支給額
3キロメートル未満	1,500 円
3キロメートル以上 10キロメートル未満	2,000 円に1キロメートルを増すごとに 500 円を加算した額
10キロメートル以上 60キロメートル未満	5,400 円に1キロメートルを増すごとに 400 円を加算した額
60キロメートル以上	25,400 円

平成 25 年 8 月 1 日専決

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合職員等の旅費に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公務のため旅行する職員及び職員以外の者に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第204条第1項に規定する職員をいう。
- (2) 出張 職員が公務のため一時その在勤地を離れて旅行することをいう。
- (3) 赴任 新たに採用された職員で管理者が特に必要と認めるものがその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤地から新在勤地に旅行することをいう。
- (4) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。
- (5) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

- 2 職員又はその遺族が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。
 - (1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員
 - (2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
- 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第2号から第5号まで又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。
- 4 職員以外の者が本組合の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、別に定めのあるものを除くほか、管理者が別に定めるところにより、旅費を支給する。
- 5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合は、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。）が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）の変更（取消しを含む。以下同じ。）をされ、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。
- 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関等の事故又は天災その他やむを得ない事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなか

った場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。
(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者又はその委任を受けた者(以下この条及び次条において「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令等によって行わなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電話、郵便等の通信による連絡手段によって公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支給が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合で、前項の規定に該当するときは、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更を申請しなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令に従わないで旅行した後、速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更を申請しなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料及び移転料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転及び当該移転に伴う扶養親族の移転について支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

2 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在をする者が、その居住地又は滞在地か

ら直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行及び水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて、1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3 第3条第2項の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

第9条 1日の旅行において、日当について定額を異にする理由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当を支給する。

第10条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（赴任に伴う扶養親族の移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（鉄道賃）

第11条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び座席指定料金による。

(1) その乗車に要する運賃

(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金

(3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金及び同項第3号に規定する座席指定料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上（普通急行列車が運行されていない線路にあつては、片道50キロメートル以上）のもの

(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

（船賃）

第12条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(5) 第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行の場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

(6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行のときには、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第13条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第14条 車賃の額は、現に支払った実費額による。

(日当)

第15条 日当の額は、別表の定額による。ただし、規則で定める地域については、日当の全部又は一部を支給しないものとする。

(宿泊料)

第16条 宿泊料の額は、別表の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、上陸し、又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第17条 食卓料の額は、別表の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第18条 移転料については、その都度、任命権者が管理者と協議して定める額を支給する。

(市内出張の旅費)

第19条 職員が公務のため田辺市内を出張したときの旅費の支給については、規則で定める。

(退職者等及び遺族の旅費)

第20条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に掲げる旅費

ア 退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下この項において「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費

イ 退職等を知った日の翌日から起算して7日以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

2 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

3 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第5号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(外国旅行の旅費)

第21条 外国旅行については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定に準じて、任命権者が管理者と協議して定める額を旅費として支給する。

(旅費の調整)

第22条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなるときは、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、管理者と協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第23条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第15条第3項又は第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。

別表（第15条―第17条関係）

区分	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）
職員	2,200円	11,000円	500円

備考 特別職の職員に随行し、又は同行したときの旅費は、日当を除き、同額とする。

平成25年8月1日専決

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合財政状況の公表に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第243条の3第1項の規定に基づき、財政状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の時期等)

第2条 財政状況の公表は、毎年5月及び11月に行うものとする。ただし、管理者において災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、公表の時期を変更することができる。

2 前項の規定により公表する財政状況は、5月に公表するものは前年10月1日から3月31日まで、11月に公表するものは4月1日から9月30日までの期間におけるものとする。

(公表の方法)

第3条 財政状況の公表は、紀南環境広域施設組合公告式条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行う。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。

平成25年8月1日専決

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合議会の議決に付さなければならない契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、議会の議決に付さなければならない契約及び財産の取得又は処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。

平成25年8月1日専決

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
(長期継続契約を締結することができる契約)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第234条の3に規定する政令で定める契約として地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げる契約のうち規則で定めるものとする。

- (1) 複数年にわたり契約を締結する商習慣がある物品の借入れに関する契約
- (2) 年間を通じて役務の提供を受ける必要がある契約
(委任)

第2条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。

平成25年8月1日専決

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第237条第2項の規定に基づき、紀南環境広域施設組合（以下「組合」という。）の財産の交換、譲与、無償貸付け等に関し必要な事項を定めるものとする。

(普通財産の交換)

第2条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価額の差額がその高価なものの価額の4分の1を超えるときは、この限りでない。

- (1) 組合において、公用又は公共用に供するため、他人の所有する財産を必要とするとき。
- (2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため、組合の普通財産を必要とするとき。

2 前項の規定により交換する場合において、その価格が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

(普通財産の譲与又は減額譲渡)

第3条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

- (1) 他の地方公共団体その他公共団体（以下「他の地方公共団体等」という。）において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため、普通財産を他の地方公共団体等に譲渡するとき。
- (2) 他の地方公共団体等において、維持及び保存の費用を負担した公用又は公共用に供する財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該他の地方公共団体等に譲渡するとき。
- (3) 公用又は公共用に供する公有財産のうち、寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を当該寄附者又はその相続人その他の包括承継人（以下「寄附者等」という。）に譲渡するとき。
- (4) 公用又は公共用に供する公有財産の用途に代わるべき他の財産の寄附を受けたため、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を、寄附を受けた財産の価額に相当する金額の範囲内において、当該寄附者等に譲渡するとき。

(普通財産の無償貸付け又は減額貸付け)

第4条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

- (1) 他の地方公共団体等又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
- (2) 普通財産の貸付けを受けた者が、地震、火災、水害等の災害により当該財産を使用の目的に供し難いと認めるとき。

(物品の交換)

第5条 物品に係る経費の低減を図るため、特に必要があると認めるときは、物品を組合以外の者が所有する同一種類の動産と交換することができる。

2 第2条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(物品の譲与又は減額譲渡)

第6条 物品は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

- (1) 公益上の必要に基づき、他の地方公共団体等又は私人に物品を譲渡するとき。
- (2) 公用又は公共用に供するため寄附を受けた物品又は工作物のうち、その用途を廃止した場合には、当該物品又は工作物の解体若しくは撤去により物品となるものを寄附者等に譲渡することを寄附の条件として定めたものを、その条件に従い譲渡するとき。

(物品の無償貸付け又は減額貸付け)

第7条 物品は、公益上必要があるときは、他の地方公共団体等又は私人に無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。

平成25年8月1日専決

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（同条第9項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第8項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、管理者が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法を定めることにより、設置又は変更に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与することを目的とする。

(対象となる施設の種類)

第2条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場（以下「施設」という。）とする。

(縦覧の告示)

第3条 管理者は、法第9条の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等を縦覧に供する場所（以下「縦覧場所」という。）、期間（以下「縦覧期間」という。）のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の能力（施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目

(縦覧場所及び縦覧期間)

第4条 縦覧場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 組合事務所
- (2) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める場所

2 縦覧期間は、告示の日から1月間とする。

(意見書の提出先等の告示)

第5条 管理者は、法第9条の3第2項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は生活環境の保全上の見地からの意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第6条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- (1) 組合事務所

(2) 前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める場所

2 前条の規定による告示があったときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第4条第2項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、管理者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(環境影響評価との関係)

第7条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、第3条から前条までに定める手続を経たものとみなす。

(他の市町村との協議)

第8条 管理者は、施設の設置に関する区域が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

(1) 施設を関係市町以外の他の市町村の区域に設置するとき。

(2) 施設の敷地が関係市町以外の他の市町村の区域にわたるとき。

(3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、関係市町の区域に属しない地域が含まれているとき。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。

平成25年8月1日専決

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

1 臨報告第2号

専決処分事項について

平成25年度紀南環境広域施設組合一般会計暫定予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年11月6日提出

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

平成25年度紀南環境広域施設組合一般会計暫定予算

平成25年度紀南環境広域施設組合の一般会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,718千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出暫定予算」による。

平成25年8月1日専決

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

表1表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		9,482
	1 分担金	9,482
2 県支出金		236
	1 県補助金	236
歳 入 合 計		9,718

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議会費		233
	1 議会費	233
2 総務費		4,928
	1 総務管理費	4,928
3 衛生費		4,557
	1 清掃費	4,557
歳 出 合 計		9,718

一般会計歳入歳出暫定予算事項明細書

1 総括

(歳入)	款	本年度予算額	前年度予算額	(単位 千円)	
				比	較
1	分担金及び負担金	9,482	0		9,482
2	県支出金	236	0		236
	歳入合計	9,718	0		9,718

(歳出)	款	本年度予算額	前年度予算額	比	較	比較			
						特定財源		一般財源	
						国県支出金	地方債	その他	
1	議会費	233	0	233		31			202
2	総務費	4,928	0	4,928		167			4,761
3	衛生費	4,557	0	4,557		38			4,519
	歳出合計	9,718	0	9,718		236			9,482

2 歳入
1 款 分担金及び負担金 1 項 負担金 (単位 千円)

目	予算額	節		説明	
		区分	金額		
1 負担金	本年度 前年度 比較	4,963 0 4,963	1 総務費負担金	4,963	議会費、総務費及び予備費に要する経費 田辺市 1,860 新宮市 544 みなべ町 195 白浜町 862 上富田町 496 すさみ町 147 那智勝浦町 344 太地町 67 古座川町 40 串本町 408
	本年度 前年度 比較	4,519 0 4,519	2 衛生費負担金	4,519	田辺市 1,756 新宮市 497 みなべ町 164 白浜町 802 上富田町 452 すさみ町 118 那智勝浦町 306 太地町 41 古座川町 16 串本町 367
計	本年度 前年度 比較	9,482 0 9,482			

2 款 県支出金

2 項 県補助金

(単位 千円)

目	予算額	節		説明
		区分	金額	
1 衛生費県補助金	236 0 0 本年度 前年度 比較	1 清掃費補助金	236	廃棄物処理施設整備等事業費補助金
計	236 0 0 本年度 前年度 比較			

3 歳出

1 款 議会費

1 項 議会費

(単位 千円)

目	予 算 額	本年度の財源内訳	節 分		説 明
			区	金 額	
1 議会費	本年度 前年度 比較	本年度の財源内訳 国県支出金 31 地方債 0 その他の 0 一般財源 202	1 報酬	59	議員報酬 26人(3ヶ月)
			4 共済費	33	総合事務組合負担金(非常勤職員公務災害補償分)
			9 旅費	88	費用弁償
			11 需用費	10	消耗品費
			12 役務費	12	通信費
			14 使用料及び賃借料	20	車両借料 会場借料
			18 備品購入費	11	庁用器具購入費
計	本年度 前年度 比較	本年度の財源内訳 国県支出金 31 地方債 0 その他の 0 一般財源 202			

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位 千円)

目	予 算 額	本年度の財源内訳	節 分		説 明
			区	金 額	
2 一般管理費	本年度 前年度 比較	本年度の財源内訳 国県支出金 167 地方債 0 その他の 0 一般財源 4,761	1 報酬	51	管理者報酬 1人 副管理者報酬 9人
			2 給料	2,882	一般職給 2人
			3 職員手当等	522	扶養手当 156 通勤手当 9 管理職手当 222 時間外勤務手当 45 休日勤務手当 10 児童手当 80
			4 共済費	684	市町村職員共済組合負担金 641 公務災害補償基金負担金 29
			9 旅費	9	総合事務組合負担金(非常勤職員公務災害補償分) 14 普通旅費 9
			11 需用費	64	消耗品費 34 印刷費 30

目	予 算 額	本年度の財源内訳	節 分		説 明
			区	金 額	
			12 役務費	120	通信費 車両保険料 健康検査手数料 口座振替等手数料
			13 委託料	15	警備保障管理委託料
			14 使用料及び賃借料	447	事務所借料 複写機借料 通行料 電話機借料
			18 備品購入費	107	庁用器具購入費 パソコン用備品購入費
			19 負担金補助及び交付金	27	西牟婁郡公平委員会負担金
計	本年度 前年度 比較	国県支出金 地方債 その他 一般財源			
	4,928 0 4,928	167 0 0 4,761			

(単位 千円)

3 款 衛生費	目	予 算 額	本年度の財源内訳	節 分		説 明	
				区	金 額		
3 広域最終処分場 整備事業費	2 給料	4,557	国県支出金 地方債 その他 一般財源	38	3,086	一般職給 2人(10月から+1人)	
	3 職員手当等	0		578		扶養手当 通勤手当 住居手当 管理職手当 時間外勤務手当 休日勤務手当 児童手当	
	4 共済費	4,557	4,519		718	市町村職員共済組合負担金	
	9 旅費				130	公務災害補償基金負担金	
	11 需用費				17	普通旅費 消耗品費	

目	予 算 額	本年度の財源内訳	節 分		説 明
			区 分	金 額	
			12 役務費	3	健康検査手数料
			14 使用料及び賃借料	25	通行料
計	本年度 前年度 比較	4,557 0 4,557	国県支出金 地方債 その他の 一般財源	38 0 0 4,519	

1 臨報告第3号

専決処分事項について

和歌山県市町村総合事務組合への紀南環境広域施設組合の加入について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年11月6日提出

紀南環境広域施設組合 管理者 真砂充敏

和歌山県市町村総合事務組合への紀南環境広域施設組合の加入について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、次の規約により平成25年8月1日から和歌山県市町村総合事務組合に紀南環境広域施設組合が加入するものとする。

平成25年8月1日専決

紀南環境広域施設組合 管理者 真砂充敏

記

和歌山県市町村総合事務組合同規約

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、和歌山県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、別表第1に掲げる市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「組合市町村」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、組合市町村に係る次の各号に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 常勤の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を除く。）に対する退職手当の支給に関する事務
- (2) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づく議会の議員その他非常勤の職員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務
- (3) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）の規定に基づく非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に係る公務災害補償に関する事務

2 前項各号の事務を共同処理する組合市町村は、別表第2右欄に掲げる組合市町村とする。

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、和歌山市茶屋ノ丁2番1和歌山県自治会館内に置く。

第2章 組合の議会

(組合の議会の組織)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、8人とする。

(組合議員の選挙の方法)

第6条 組合議員の選挙の方法は、次のとおりとする。

- (1) 別表第3に掲げる選挙区ごとにそれぞれの定数を当該選挙区内の組合を組織する市町村の長、一部事務組合の管理者及び広域連合の長（以下「組合市町村の長」という。）が互選する。ただし、市町村の長が一部事務組合の管理者又は広域連合の長を兼ねている場合は、当該一部事務組合の管理者又は広域連合の長としての選挙権を行使することができない。
- (2) 和歌山県町村議会議長会（以下「議長会」という。）の推選する当該議長会の副会長の職にある者1人を選出する。

(補欠選挙)

第7条 組合議員に欠員を生じたときは、速やかに補欠選挙を行わなければならない。

(組合議員の任期)

第8条 組合議員の任期は、4年とする。

- 2 補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 組合議員が組合市町村の長若しくは議長会の副会長の職を失ったとき、又は第11条第2項若しくは第4項の規定により組合議員が組合の管理者若しくは副管理者に選任されたときは、前2項の規定にかかわらず、組合議員の職を失う。

(議会の議長及び副議長)

第9条 組合の議会に、議長及び副議長それぞれ1人を置く。

- 2 議長及び副議長は、組合議会において組合議員のうちから選挙する。
- 3 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長の職務を代理する。
- 5 議長及び副議長ともに事故があるときは、仮議長を選挙し、議長の職務を代理する。
- 6 前項の仮議長の選挙を行う場合においては、年長の議員が臨時に議長の職務を行う。

(特別議決)

第10条 組合の議会の議決すべき事件のうち、組合市町村の一部に係るものについては、当該事件に係る組合市町村から選出されている組合議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。

第3章 組合の執行機関

(執行機関の組織)

第11条 組合に、管理者1人を置く。

- 2 管理者は、組合の議会において、組合市町村の長の中から選任する。
- 3 組合に、副管理者2人を置く。
- 4 副管理者のうち1人は組合の議会において、組合市町村の長の中から選任し、1人は議長会の会長の職にある者とする。

- 5 管理者及び副管理者の任期は、4年とする。
- 6 管理者及び副管理者が組合市町村の長又は議長会の会長の職を失ったときは、前項の規定にかかわらず、管理者又は副管理者の職を失う。
- 7 管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、副管理者がその職務を代理する。
- 8 管理者及び副管理者ともに事故があるとき、又は管理者及び副管理者が欠けたときは、あらかじめ管理者の指定した職員がその職務を代理する。

(会計管理者)

第12条 組合に会計管理者1人を置く。

- 2 会計管理者は、次条第2項に規定する職員のうちから管理者が任免する。

(職員)

第13条 組合に職員を置く。

- 2 前項の職員は、管理者が任免する。
- 3 第1項の職員の定数は、条例で定める。

(監査委員)

第14条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任された者にあつては組合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。
- 4 監査委員は、非常勤とする。

第4章 組合の経費

(経費の支弁の方法)

第15条 組合の経費は、次の収入をもって支弁し、なお不足あるときは、組合市町村に分賦する。

- (1) 組合市町村の負担金
- (2) 組合の財産から生ずる収入
- (3) その他の収入

- 2 前項第1号の負担金の組合市町村が負担すべき額及び納付方法は、条例で定める。

第5章 加入及び脱退

(組合加入負担金)

第16条 新たに第3条第1項第1号に規定する事務（以下「退職手当支給事務」という。）を共同処理しようとする地方公共団体（以下「加入団体」という。）は、次の各号により計算した額のいずれか多い額（以下「組合加入負担金」という。）を組合に納付しなければならない。ただし、組合加入の日（以下「加入日」という。）の前日に職員が在職していない場合（合併（2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。以下同じ。）に起因する場合を除く。）は、この限りでない。

- (1) 加入日における組合の資産総額を、加入日の組合市町村における職員数で除して得た額に、加入団体の職員数を乗じて得た額
- (2) 加入団体の全職員の加入日における給料月額総額に、加入団体の全職員の平均在職年数に係

る条例で定める退職手当支給率及び条例で定める割合を乗じて得た額

2 前項第1号に掲げる組合の資産総額の範囲については、別に定める。

(合併による組合加入負担金の特例)

第17条 合併した市町村が当該合併の日に組合に加入し、若しくは引き続き組合に加入する場合又は合併に起因して設立された一部事務組合が当該合併の日に組合に加入する場合において、当該合併前の組合市町村に在職していた職員に係る組合加入負担金については、前条第1項本文の規定にかかわらず、納付を要しないものとする。

2 当該合併前に組合市町村に在職していなかった職員に係る組合加入負担金については、前条第1項本文の規定にかかわらず、管理者の同意を得て次の各号に規定するいずれかの額を組合に納付しなければならない。

(1) 前条第1項本文の規定に基づき計算した額

(2) 当該職員に支給する退職手当の額

3 前項第2号に規定する組合加入負担金は、当該職員の退職時に組合に納付するものとする。

(脱退による経費の清算)

第18条 退職手当支給事務から脱退する場合は、当該組合市町村（以下「脱退団体」という。）の納付した負担金から条例で定める事務費の額と脱退団体の職員に支給した退職手当の額との合計額を差し引き、剰余を生じた場合は脱退団体に剰余額を還付し、不足を生じた場合は脱退団体は組合に不足額を納付する。

2 組合市町村の一部事務組合が解散により組合から脱退する場合において、当該一部事務組合の職員のうち組合市町村の職員となるものがある場合は、当該一部事務組合の債権債務については、前項の規定にかかわらず、当該一部事務組合及び組合との協議により当該組合市町村に引き継ぐものとする。

3 第3条第1項第2号及び第3号に規定する事務から脱退するときは、負担金の清算は行わないものとする。

(合併による清算の特例)

第19条 合併した市町村又は合併に起因して設立された一部事務組合が組合に加入する場合において、当該合併前の組合市町村の債権債務については、前条第1項の規定にかかわらず、当該合併後の組合市町村に引き継ぐものとする。

第6章 雑則

(その他)

第20条 この規約に定めるもののほか、組合の管理及び執行に関し必要な事項は、組合の議会の議決を得て管理者が定める。

附 則

この規約は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則（昭和36年5月15日）

この規約は、公布の日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。

附 則（昭和37年12月8日）

この規約は、公布の日から施行し、昭和37年12月1日から適用する。

附 則（昭和42年7月10日）

この規約は、公布の日から施行し、昭和42年1月19日から適用する。

附 則（昭和42年9月27日）

この規約は、昭和42年10月1日から施行する。

附 則（昭和43年3月30日）

この規約は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年12月20日）

この規約は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年3月30日）

この規約は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年7月12日）

この規約は、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和50年3月31日）

この規約は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年2月12日）

1 この規約は、昭和52年4月1日から施行する。

2 この規約の施行の日の前日に現に在職する特別職の職員が退職した場合その者に対する退職手当の支給については、規約第13条の規定にかかわらず退職した後引き続き特別職の職員となった者については、その者の選択により、前後の在職期間を引き続いた在職とすることができる。

附 則（昭和52年9月30日）

この規約は、昭和52年10月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月27日）

この規約は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年9月30日）

この規約は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月27日）

この規約は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月29日）

この規約は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日）

1 この規約は、和歌山県知事の許可のあった日から施行する。ただし、第6条、第7条第1項、第10条第4項及び第12条第3項の改正規定は、次の選挙又は選任から、第17条の改正規定は、平成8年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1（すさみ町日置川町衛生施設組合に関する部分に限る。）の規定は、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成9年3月27日）

この規約は、和歌山県知事の許可のあった日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成12年5月26日）

この規約は、和歌山県知事の許可のあった日から施行する。ただし、別表第1の改正については、平成11年3月26日から適用する。

附 則（平成13年3月22日）

この規約は、平成13年4月1日から施行する。ただし、新宮市東牟婁郡町村養護施設事務組合に係る部分については、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成14年3月25日）

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月22日）

この規約は、和歌山県知事の許可のあった日から施行する。ただし、第4条の改正規定は平成16年5月1日から施行する。

附 則（平成16年9月30日）

この規約は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日）

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月28日）

この規約は、平成17年5月1日から施行する。ただし、「新宮市東牟婁郡町村児童養護施設事務組合」を「紀南学園事務組合」に改める改正規定については、同年4月1日から適用する。

附 則（平成17年9月30日）

この規約は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年11月4日）

この規約は、平成17年11月7日から施行する。

附 則（平成17年12月28日）

この規約は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年2月28日）

この規約は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日）

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日）

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月29日）

この規約は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成22年2月26日）

- 1 この規約は、平成22年3月1日から施行する。
- 2 和歌山県市町村総合事務組合は、平成22年2月28日をもって解散する和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合及び和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合の事務を承継する。
- 3 この規約の施行の日以後、最初にこの規約による改正後の和歌山県市町村総合事務組合規約（以下「改正後の規約」という。）第6条第2号の規定により選任された者の任期は、改正後の規約第8条第1項の規定にかかわらず、平成23年5月7日までとする。
- 4 改正後の規約第3条第1項第2号に掲げる事務のうち、海南市の議会の議員に係るものについては、この規約の施行の日から平成22年3月31日までの間、同市において従前どおり処理するものとする。

附 則（平成22年4月1日）

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 29 日）

この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町、和歌山県市町村総合事務組合、海南海草老人福祉施設事務組合、国民健康保険野上厚生病院組合、五色台広域施設組合、海南海草環境衛生施設組合、和歌山地方税回収機構、和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合、紀の海広域施設組合、那賀老人福祉施設組合、那賀児童福祉施設組合、那賀衛生環境整備組合、公立那賀病院経営事務組合、那賀消防組合、那賀休日急患診療所経営事務組合、那賀広域事務組合、伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合、伊都消防組合、伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合、橋本周辺広域市町村圏組合、橋本伊都衛生施設組合、有田周辺広域圏事務組合、有田聖苑事務組合、湯浅広川消防組合、有田郡老人福祉施設事務組合、有田衛生施設事務組合、御坊市日高川町中学校組合、御坊市外五ヶ町病院経営事務組合、御坊広域行政事務組合、御坊日高老人福祉施設事務組合、日高広域消防事務組合、公立紀南病院組合、紀南地方老人福祉施設組合、紀南地方児童福祉施設組合、上大中清掃施設組合、富田川衛生施設組合、大辺路衛生施設組合、田辺周辺広域市町村圏組合、田辺市周辺衛生施設組合、富田川治水組合、紀南環境広域施設組合、紀南学園事務組合、新宮周辺広域市町村圏事務組合、東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合、那智勝浦町太地町環境衛生施設一部事務組合、串本町古座川町衛生施設事務組合、紀南環境衛生施設事務組合、和歌山県後期高齢者医療広域連合

別表第2（第3条関係）

共同処理する事務	組 合 市 町 村
第3条第1項第1号に掲げる事務	<p>海南市、田辺市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町、和歌山県市町村総合事務組合、海南海草老人福祉施設事務組合、国民健康保険野上厚生病院組合、五色台広域施設組合、海南海草環境衛生施設組合、那賀老人福祉施設組合、那賀児童福祉施設組合、那賀衛生環境整備組合、公立那賀病院経営事務組合、那賀消防組合、伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合、伊都消防組合、伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合、橋本周辺広域市町村圏組合、有田周辺広域圏事務組合、有田聖苑事務組合、湯浅広川消防組合、有田郡老人福祉施設事務組合、有田衛生施設事務組合、御坊市日高川町中学校組合、御坊市外五ヶ町病院経営事務組合、御坊広域行政事務組合、御坊日高老人福祉施設事務組合、日高広域消防事務組合、公立紀南病院組合、紀南地方老人福祉施設組合、紀南地方児童福祉施設組合、上大中清掃施設組合、富田川衛生施設組合、大辺路衛生施設組合、田辺周辺広域市町村圏組合、田辺市周辺衛生施設組合、紀南学園事務組合、新宮周辺広域市町村圏事務組合、東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合、那智勝浦町太地町環境衛生施設一部事務組合</p>
第3条第1項第2号に掲げる事務	<p>海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町、和歌山県市町村総合事務組合、海南海草老人福祉施設事務組合、国民健康保険野上厚生病院組合、五色台広域施設組合、海南海草環境衛生施設組合、和歌山地方税回収機構、和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合、紀の海広域施設組合、那賀老人福祉施設組合、那賀児童福祉施設組合、那賀衛生環境整備組合、公立那賀病院経営事務組合、那賀消防組合、那賀休日急患診療所経営事務組合、那賀広域事務組合、伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合、伊都消防組合、伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合、橋本周辺広域市町村圏組合、橋本伊都衛生施設組合、有田周辺広域圏事務組合、湯浅広川消防組合、御坊市日高川町中学校組合、御坊市外五ヶ町病院経</p>

	<p>営事務組合、御坊広域行政事務組合、御坊日高老人福祉施設事務組合、日高広域消防事務組合、公立紀南病院組合、紀南地方老人福祉施設組合、紀南地方児童福祉施設組合、上大中清掃施設組合、富田川衛生施設組合、大辺路衛生施設組合、田辺周辺広域市町村圏組合、田辺市周辺衛生施設組合、富田川治水組合、紀南環境広域施設組合、紀南学園事務組合、新宮周辺広域市町村圏事務組合、東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合、那智勝浦町太地町環境衛生施設一部事務組合、串本町古座川町衛生施設事務組合、紀南環境衛生施設事務組合、和歌山県後期高齢者医療広域連合</p>
第3条第1項第3号に掲げる事務	<p>海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町、御坊市日高川町中学校組合</p>

別表第3 (第6条関係)

選挙区	選挙区の組合市町村	議員の定数
海草	和歌山市、海南市及び海草郡に所在する組合市町村	1人
那賀	紀の川市及び岩出市に所在する組合市町村	1人
伊都	橋本市及び伊都郡に所在する組合市町村	1人
有田	有田市及び有田郡に所在する組合市町村	1人
日高	御坊市及び日高郡に所在する組合市町村	1人
西牟婁	田辺市及び西牟婁郡に所在する組合市町村	1人
東牟婁	新宮市及び東牟婁郡に所在する組合市町村	1人

1 臨報告第4号

専決処分事項について

西牟婁郡公平委員会への紀南環境広域施設組合の加入について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年11月6日提出

紀南環境広域施設組合 管理者 真砂 充敏

西牟婁郡公平委員会への紀南環境広域施設組合の加入について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定に基づき、次の規約により平成25年8月1日から西牟婁郡公平委員会に紀南環境広域施設組合が加入するものとする。

平成25年8月1日専決

紀南環境広域施設組合 管理者 真砂 充敏

記

西牟婁郡公平委員会規約

西牟婁郡公平委員会規約（昭和28年7月2日規約第1号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、下記に掲げる町および一部事務組合が共同して公平委員会を設置する。

白浜町、上富田町、すさみ町、公立紀南病院組合、紀南地方老人福祉施設組合、紀南地方児童福祉施設組合、田辺周辺広域市町村圏組合、大辺路衛生施設組合、上大中清掃施設組合、富田川衛生施設組合、紀南環境広域施設組合

（名称）

第2条 この公平委員会は、西牟婁郡公平委員会（以下「公平委員会」という。）という。

（執務場所）

第3条 公平委員会の執務場所は、和歌山県西牟婁郡上富田町上富田町役場内とする。

（委員の選任）

第4条 公平委員会の委員は、上富田町長が、上富田町議会の同意を得て選任するものとする。

2 上富田町長は、前項の規定により、選任された委員の氏名および経歴を関係町長および一部事務組合管理者に通知しなければならない。

- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 委員は、上富田町の職員とみなす。
(事務を補助する上富田町の職員)

第5条 公平委員会の事務を補助する上富田町の職員の定数は、関係町長および一部事務組合管理者が協議して定めるものとする。

(負担金)

第6条 公平委員会に関する関係町および一部事務組合の負担金の額は、関係町長および一部事務組合の管理者が協議により決定する。

- 2 関係町および一部事務組合は、前項の規定による負担金を上富田町に交付しなければならない。
(特定の事務に要する経費)

第7条 関係町および一部事務組合のうち、特定の町若しくは、一部事務組合のために、公平委員会をして、特定の事務を管理し、および執行させる場合においては、当該町若しくは一部事務組合は、これに要する経費を前条第1項の規定による負担金とは別に上富田町に交付するものとする。

- 2 前項の経費は、第8条に規定する特別会計に計上するものとする。
(予算)

第8条 公平委員会に関する上富田町の予算は、これを特別会計とする。

(決算報告)

第9条 上富田町長は、公平委員会に関する決算を上富田町議会の認定に附したときは、当該決算を関係町長および一部事務組合管理者に報告しなければならない。

(公平委員会の事務の管理および執行に関する条例規則ならびにその他の規程)

第10条 公平委員会の事務の管理および執行に関する条例規則ならびにその他の規程については、関係町長および一部事務組合管理者はこれを相互に調整するよう努めなければならない。

(公平委員会の委員の身分取扱いに関する条例規則ならびにその他の規程)

第11条 上富田町は、公平委員会の委員の報酬費用弁償の額および支給方法ならびに給料旅費の額その支給方法および退職年金又は退職一時金に関する条例規則その他の規程を制定又は改廃する場合においては、関係町および一部事務組合と協議しなければならない。

- 2 前項の規定による条例規則ならびにその他の規程を上富田町長が制定又は改廃したときは、関係町長および一部事務組合管理者は当該条例規則ならびにその他の規程を公表しなければならない。

(公平委員会委員の懲戒処分等)

第12条 上富田町長は、公平委員会の委員の懲戒処分をするとき、およびその退職につき、承認を与える場合においては、予め関係町長および一部事務組合管理者と協議しなければならない。

(補則)

第13条 この規約に定めるものを除く外、公平委員会の担任する事務に関し、必要な事項は、関係町長および一部事務組合管理者が協議して定める。

附 則

- 1 この規約は、公布の日から施行し、昭和39年10月15日から適用する。
- 2 この規約施行の際、現に在任する公平委員会の委員は第4条の規定により選任されたものとみなす。

附 則（昭和46年3月15日規約第1号）

この規約は、公布の日から施行し、昭和45年6月2日から適用する。

附 則（昭和46年7月20日規約第2号）

この規約は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年4月30日規約第1号）

この規約は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和50年4月24日規約第1号）

この規約は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和53年5月31日規約第1号）

この規約は、公布の日から施行し、「すさみ町、日置川町衛生施設組合」は、昭和53年2月6日から、「上富田町、大塔村、中辺路町清掃施設組合」は、昭和53年4月1日から適用する。

附 則（昭和59年7月9日規約第1号）

この規約は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（平成17年3月31日規約第1号）

- 1 この規約中、第1条の改正規定は平成17年4月1日から、第2条の改正規定は同年5月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条第1項の規定にかかわらず、中辺路町および大塔村が負担する金額は、各々の町村の1年分の負担金として算出された額のうち1ヶ月分の額とする。

附 則（平成18年3月1日規約第1号）

この規約は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成25年8月1日規約第1号）

この規約は、平成25年8月1日から施行する。

1 臨議案第 1 号

平成25年度紀南環境広域施設組合一般会計予算

平成 25 年度紀南環境広域施設組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 30,946 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 25 年 11 月 6 日提出

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

表1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		29,615
	1 分担金	29,615
2 県支出金		1,331
	1 県補助金	1,331
歳入合計		30,946

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 議会費		451
	1 議会費	451
2 総務費		13,836
	1 総務管理費	13,836
3 衛生費		15,659
	1 清掃費	15,659
4 予備費		1,000
		1,000
歳出合計		30,946

一般会計歳入歳出予算事項明細書

1 総括

(歳入)	(単位 千円)			
款	本年度予算額	前年度予算額	比	較
1 分担金及び負担金	29,615	0		29,615
2 県支出金	1,331	0		1,331
歳入合計	30,946	0		30,946

(歳出)	(単位 千円)						
款	本年度予算額	前年度予算額	比	較	比		一般財源
					特 定 財 源		
					国県支出金	地方債	
1 議会費	451	0		451	61		390
2 総務費	13,836	0		13,836	713		13,123
3 衛生費	15,659	0		15,659	557		15,102
4 予備費	1,000	0		1,000			1,000
歳出合計	30,946	0		30,946	1,331	0	29,615

2 歳入
1 款 分担金及び負担金 1 項 負担金 (単位 千円)

目	予算額	節		説明	
		区分	金額		
1 負担金	本年度 前年度 比較	14,513 0 14,513	1 総務費負担金	14,513	議会費、総務費及び予備費に要する経費 田辺市 6,046 新宮市 1,479 みなべ町 536 白浜町 2,341 上富田町 1,350 すさみ町 406 那智勝浦町 939 太地町 187 古座川町 117 串本町 1,112
	本年度 前年度 比較	15,102 0 15,102	2 衛生費負担金	15,102	田辺市 5,870 新宮市 1,662 みなべ町 548 白浜町 2,679 上富田町 1,509 すさみ町 394 那智勝浦町 1,023 太地町 136 古座川町 53 串本町 1,228
計	本年度 前年度 比較	29,615 0 29,615			

2 款 県支出金

2 項 県補助金

(単位 千円)

目	予算額	節		説明
		区分	金額	
1 衛生費県補助金	1,331 0 0 本年度 前年度 比較	1	1,331	廃棄物処理施設整備等事業費補助金
計	1,331 0 0 一般 前年度 比較			

3 歳出

1 款 議会費

1 項 議会費

(単位 千円)

目	予 算 額	本年度の財源内訳 国県支出金 地方債 その他 一般財源	節		説 明
			区 分	金 額	
1 議会費	451 本年度 前年度 比較	61 0 0 390	1 報酬	141	議長報酬 7 副議長報酬 5 議員報酬 129 総合事務組合負担金(非常勤職員公務災害補償分) 33 費用弁償 176 35 10 交際費 11 需用費 10 12 役務費 25 14 使用料及び賃借料 20 10 10 18 備品購入費 11
計	451 本年度 前年度 比較	61 0 0 390			

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位 千円)

目	予 算 額	本年度の財源内訳 国県支出金 地方債 その他 一般財源	節		説 明
			区 分	金 額	
2 一般管理費	13,836 本年度 前年度 比較	713 0 0 13,123	1 報酬	140	管理者報酬 1人 12 副管理者報酬 9人 90 監査委員報酬 2人 38 2 給料 5,787 一般職給 2人 5,787 3 職員手当等 2,833 扶養手当 312 通勤手当 17 管理職手当 444 時間外勤務手当 120 休日勤務手当 20 期末手当 1,180

目	予 算 額	本年度の財源内訳	節		説 明
			区 分	金 額	
					勤勉手当 580 児童手当 160
			4 共済費	1,803	市町村職員共済組合負担金 1,760 公務災害補償基金負担金 29 総合事務組合負担金（非常勤職員公務災害） 14
			9 旅費	45	費用弁償 27 普通旅費 18
			10 交際費	35	
			11 需用費	157	消耗品費 67 印刷費 30 車両燃料費 60
			12 役務費	308	通信費 100 車両保険料 91 車両登録手数料 42 自動車リサイクル手数料 9 健康検査手数料 2 口座振替等手数料 64
			13 委託料	628	警備保障管理委託料 45 ホームページ管理委託料 583
			14 使用料及び賃借料	660	事務所借料 335 複写機借料 240 通行料 20 電話機借料 65
			18 備品購入費	1,407	庁用器具購入費 85 パソコン用備品購入費 22 車両購入費 1,300
			19 負担金補助及び交付金	27	西牟婁郡公平委員会負担金 27
			27 公課費	6	自動車重量税 6
計	本年度 13,836 前年度 0 比較 13,836	国県支出金 713 地方債 0 その他の 0 一般財源 13,123			

3 款 衛生費

1 項 清掃費

(単位 千円)

目	予 算 額	本年度の財源内訳	節		説 明			
			区 分	金 額				
3 広域最終処分場 整備事業費	本年度	15,659	国 県 支 出 金	557	一般職給	2人 (10月から+1人)	6,978	
	前年度	0	地 方 債	0	扶養手当		517	
	比 較	15,659	そ の 他	0	通勤手当		62	
			一 般 財 源	15,102	住居手当		147	
					管理職手当		267	
					時間外勤務手当		495	
					休日勤務手当		20	
					期末手当		1,519	
					勤勉手当		746	
					児童手当		180	
					4 共済費		市町村職員共済組合負担金	2,156
							公務災害補償基金負担金	36
					9 旅費	370	普通旅費	370
					11 需用費	128	消耗品費	128
				12 役務費	3	健康検査手数料	3	
				13 委託料	2,000	広域廃棄物最終処分場整備調査研究 委託料	2,000	
				14 使用料及び賃借料	35	通行料	35	
計	本年度 前年度 比 較	15,659 0 15,659	国 県 支 出 金 地 方 債 そ の 他 一 般 財 源	557 0 0 15,102				

4 款 予備費	目 目	予 算 額	本年度の財源内訳	節		説 明
				区 分	金 額	
4 予備費		本年度	1,000	0		
		前年度 比	0 1,000	0 0 0	0 0 1,000	1,000
	計	本年度 前年度 比	1,000 0 1,000	0 0 0	0 0 1,000	

(単位 千円)

1 臨議案第 2 号

監査委員の選任につき同意を求めることについて

本組合監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項により議会の同意を求める。

平成 25 年 11 月 6 日提出

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

提案理由

欠員による。

1 臨議案第 3 号

監査委員の選任につき同意を求めることについて

本組合監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項により議会の同意を求める。

平成 25 年 11 月 6 日提出

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

提案理由

欠員による。